

1 サービス見込み量の推計の手順

サービス見込み量の推計は、以下の手順に沿って行います。

1 人口推計

65 歳以上～74 歳以下高齢者、75 歳以上高齢者の人口推計



2 要介護等認定者数の推計



3 介護保険サービス利用者数の推計

施設・居住系サービス
利用者数の推計



標準的居宅(介護予防)サービス
標準的地域密着型(介護予防)サービス
利用者数の推計



4 サービス事業量の推計

- (1) 各居宅(介護予防)サービス年間利用量(日数、回数等)、利用人数
- (2) 各地域密着型(介護予防)サービス年間利用量(日数、回数等)、利用人数
- (3) 各介護保険施設サービス年間利用人数



5 介護保険給付費の推計

2 介護給付費等の見込み

平成 27 年度から平成 29 年度までの給付実績を踏まえ、各サービスにおける事業量の見込み及び平成 30 年 4 月からの介護報酬の改定を反映させて事業費を以下のように算出しました。

(1) 介護給付費（居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス）

表 介護給付費（居宅サービス）

単位：(千円)

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
居宅サービス	8,799,083	9,130,313	9,355,342	10,199,614
訪問サービス	2,229,991	2,363,618	2,441,674	2,511,958
訪問介護	1,749,894	1,850,372	1,904,386	1,910,392
訪問入浴介護	53,515	54,703	56,074	62,861
訪問看護	240,834	255,025	262,356	263,644
訪問リハビリテーション	117,507	128,164	135,655	138,432
居宅療養管理指導	68,241	75,354	83,203	136,629
通所サービス	3,588,328	3,696,169	3,805,390	4,422,466
通所介護	2,667,632	2,773,558	2,881,645	3,491,615
通所リハビリテーション	920,696	922,611	923,745	930,851
短期入所サービス	1,064,999	1,084,656	1,093,446	1,139,406
短期入所生活介護	1,013,725	1,025,205	1,027,375	1,051,367
短期入所療養介護	51,274	59,451	66,071	88,039
福祉用具・住宅改修サービス	532,495	554,712	564,565	584,190
福祉用具貸与	453,088	473,883	482,810	500,342
福祉用具購入費	17,534	18,187	19,290	19,408
住宅改修費	61,873	62,642	62,465	64,440
特定施設入居者生活介護	419,207	435,833	446,149	490,926
居宅介護支援	964,063	995,325	1,004,118	1,050,668

※ 単位未満は四捨五入により端数処理しています。

表 介護給付費（地域密着型サービス、施設サービス）

単位：(千円)

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
地域密着型サービス	1,861,789	2,035,783	2,146,583	2,946,082
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	326	326	326	326
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	29,506	23,046	17,898	5,147
小規模多機能型居宅介護	147,141	159,895	173,307	256,116
認知症対応型共同生活介護	648,249	660,890	673,474	740,220
地域密着型特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	424,382	499,310	499,310	499,310
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	612,185	692,316	782,268	1,444,963
施設サービス	4,453,592	4,486,697	4,659,162	5,672,289
介護老人福祉施設	2,088,406	2,110,404	2,272,821	2,619,973
介護老人保健施設	2,271,383	2,282,448	2,292,496	3,052,316
介護医療院	0	0	0	0
介護療養型医療施設	93,803	93,845	93,845	
介護給付費計	15,114,464	15,652,793	16,161,087	18,817,985

※ 単位未満は四捨五入により端数処理しています。

(2) 予防給付費（介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス）

表 予防給付費（介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス）

単位：(千円)

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
介護予防サービス	246,755	270,047	290,306	336,800
介護予防訪問サービス	23,952	25,978	28,215	42,568
介護予防訪問介護				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	11,618	13,038	14,890	27,826
介護予防訪問 リハビリテーション	9,774	10,074	10,370	10,963
介護予防居宅療養 管理指導	2,560	2,866	2,955	3,779
介護予防通所サービス	80,381	90,301	99,488	114,987
介護予防通所介護				
介護予防通所 リハビリテーション	80,381	90,301	99,488	114,987
介護予防短期入所サービス	8,050	8,951	10,741	11,784
介護予防短期入所 生活介護	8,050	8,951	10,741	11,784
介護予防短期入所 療養介護	0	0	0	0
介護予防福祉用具・ 住宅改修サービス	51,672	56,552	59,152	66,299
介護予防福祉用具貸与	27,319	30,434	33,034	38,837
特定介護予防 福祉用具購入	3,476	3,815	3,815	4,172
介護予防住宅改修	20,877	22,303	22,303	23,290
介護予防特定施設 入居者生活介護	14,105	16,661	19,210	21,760
介護予防支援	68,595	71,604	73,500	79,402
地域密着型 介護予防サービス	6,609	8,627	9,445	11,334
介護予防認知症 対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模 多機能型居宅介護	6,609	8,627	9,445	11,334
介護予防認知症対応型 共同生活介護	0	0	0	0
予防給付費計	253,364	278,674	299,751	348,134

※ 単位未満は四捨五入により端数処理しています。

(3) 標準給付費

介護サービス総給付費のほか、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えた、平成30年度から2020年度（平成32年度）まで、そして2025年度（平成37年度）の標準給付費見込みを以下のように算定しました。

表 標準給付費

単位：(千円)

種 類	平成30年度	平成31年度	2020年度 (平成32年度)	2025年度 (平成37年度)
標準給付費見込額	16,502,165	17,297,407	18,086,535	21,103,197
総給付費(一定以上 所得者負担調整後)	15,355,060	16,102,789	16,843,194	19,623,918
総給付費	15,367,828	16,124,677	16,865,082	19,626,106
特定入所者介護サ ービス費等給付額	720,246	745,006	770,617	912,497
高額介護サ ービス費等給付額	362,273	380,256	398,522	471,130
高額医療合算介 護サ ービス費等給付 額	52,059	56,399	60,815	80,117
算定対象審査支 払 手数料	12,527	12,957	13,387	15,535

※ 単位未満は四捨五入により端数処理しています。

※ 総給付費に記載した額は、平成31年10月からの消費税の税率改定及び処遇改善加算の創設を加味した金額となります。

(4) 地域支援事業費

地域支援事業は、「総合事業」と「包括的支援事業・任意事業」の2つの事業で構成され、介護保険料等の財源を用いて事業を行うこととなります。その事業費総額については、総合事業と包括的支援事業・任意事業それぞれには、介護予防給付の費用や、後期高齢者の人数の伸びなどにより、それぞれの事業費の上限が設定されます。

本計画においては、下記のとおり算定しました。

表 地域支援事業費

単位：(千円)

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	2020 年度 (平成 32 年度)	2025 年度 (平成 37 年度)
地域支援事業費見込額	725,689	741,262	757,401	821,506
総合事業費	432,814	448,387	464,526	528,631
包括的支援事業・ 任意事業費	292,875	292,875	292,875	292,875

※ 単位未満は四捨五入により端数処理しています。

(5) 介護保険財政の仕組み

介護保険の財源については、利用者の負担額を除いた介護給付にかかる費用（給付費）の50%を保険料、残り50%を税金の公費で賄うこととなっており、第1号被保険者は給付費の23%を負担することになります。

また、地域支援事業のうち、包括的支援事業・任意事業の財源については、第1号被保険者の保険料と公費で構成されます。

	介護給付費 (施設等)	介護給付費 (その他サービス)	地域支援事業費	
			総合事業	包括的支援事業 任意事業
国	15.0%	20.0%	20.0%	38.5%
国調整交付金	5.0%	5.0%	5.0%	0.0%
県	17.5%	12.5%	12.5%	19.25%
市	12.5%	12.5%	12.5%	19.25%
第1号被保険者	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%
第2号被保険者	27.0%	27.0%	27.0%	0.0%
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※ 調整交付金については、各市町村の高齢化率や所得水準による財政力格差を調整するため、市町村によって5%未満や5%を超えて交付されることがあります。

3 保険料基準額の算定

平成30年度から2020年度（平成32年度）までの標準給付費及び地域支援事業費の見込額等をもとに算定した第1号被保険者の保険料基準月額（第5段階）は6,640円となり、第6期の6,440円に比べ200円の増額、3.1%の上昇となりました。なお、算定にあたっては、松阪市介護保険給付費支払準備基金を取り崩し、保険料の抑制を図りました。

表 保険料基準額の算定

	平成30年度	平成31年度	2020年度 (平成32年度)	合計
標準給付費見込額 (①)	16,502,165千円	17,297,407千円	18,086,535千円	51,886,107千円
地域支援事業費見込額 (②)	725,689千円	741,262千円	757,401千円	2,224,352千円
地域支援事業費のうち、 総合事業費 (③)	432,814千円	448,387千円	464,525千円	1,345,726千円
第1号被保険者負担分及び 調整交付金相当額 (④ = ((①+②) × 23%) + ((①+③) × 5%))	4,809,155千円	5,036,184千円	5,261,658千円	15,106,997千円
調整交付金見込額 (⑤ = (①+③) × 各年度交 付割合)	1,100,774千円 (6.50%)	1,144,604千円 (6.45%)	1,159,441千円 (6.25%)	3,404,819千円
財政安定化基金拠出金 見込額 (⑥ = (①+②) × 0.042%)				0千円
介護保険給付費支払準備基 金取崩額 (⑦)				600,000千円
第7期保険料収納必要額 (⑧ = ④ - ⑤ + ⑥ - ⑦)				11,102,178千円
予定保険料収納率 (⑨)			99.05%	-
所得段階別加入割合補正後 被保険者数 (⑩)	46,748人	46,913人	47,034人	140,695人
年額保険料 (⑧ ÷ ⑨ ÷ ⑩)				79,666円
月額保険料 (⑧ ÷ ⑨ ÷ ⑩ ÷ 12)				6,640円 ※10円未満切上

※ 単位未満は四捨五入により端数処理しています。

4 所得段階別保険料の設定

介護保険料は、本人の所得などに応じた段階を設定しており、平成 27 年度から平成 29 年度までは、13 段階の設定としています。

平成 30 年度から 2020 年度（平成 32 年度）までの所得段階は、低所得者の負担軽減や所得の応能負担の観点から、これまでの 13 段階を 14 段階にするとともに、負担割合を所得に応じた負担となるようにし、所得水準に応じてよりきめ細やかな所得段階の設定を行いました。

表 所得段階別加入者数の見込み

所得段階	対象者	平成 30 年度	平成 31 年度	2020 年度 (平成 32 年度)
第 1 段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の方及び、世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	8,994 人	9,025 人	9,048 人
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方	4,984 人	5,001 人	5,014 人
第 3 段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が 120 万円を超える方	4,343 人	4,359 人	4,370 人
第 4 段階	世帯の中に住民税課税の方がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	5,285 人	5,303 人	5,317 人
第 5 段階	世帯の中に住民税課税の方がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円を超える方	6,925 人	6,950 人	6,967 人
第 6 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 80 万円未満の方	3,195 人	3,204 人	3,213 人
第 7 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 80 万円以上 125 万円未満の方	3,967 人	3,981 人	3,992 人
第 8 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満の方	4,783 人	4,800 人	4,812 人
第 9 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 190 万円以上 300 万円未満の方	2,946 人	2,956 人	2,964 人
第 10 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 300 万円以上 500 万円未満の方	1,300 人	1,305 人	1,308 人
第 11 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 500 万円以上 700 万円未満の方	335 人	336 人	337 人
第 12 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 700 万円以上 1,000 万円未満の方	228 人	229 人	230 人
第 13 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 1,000 万円以上 1,300 万円未満の方	90 人	91 人	91 人
第 14 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 1,300 万円以上の方	213 人	214 人	214 人

表 第7期介護保険事業計画期間（平成30年度～2020年度（平成32年度））の所得段階別介護保険料

所得段階	対象者	割合	年額保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の方及び、世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.45	35,856円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額 × 0.5	39,840円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額 × 0.6	47,808円
第4段階	世帯の中に住民税課税の方がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.85	67,728円
第5段階	世帯の中に住民税課税の方がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額	79,680円 (月額6,640円)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が80万円未満の方	基準額 × 1.25	99,600円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が80万円以上125万円未満の方	基準額 × 1.3	103,584円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	基準額 × 1.45	115,536円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満の方	基準額 × 1.85	147,408円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	基準額 × 1.95	155,376円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	基準額 × 2.2	175,296円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	基準額 × 2.4	191,232円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,300万円未満の方	基準額 × 2.6	207,168円
第14段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,300万円以上の方	基準額 × 2.8	223,104円

※ 国が示す低所得者に対する軽減強化の割合に沿って第1段階の保険料割合を0.45から0.4へ引き下げ、第1段階の年額保険料を35,856円から31,872円に軽減します(3,984円の減額)。

(参考) 第6期介護保険事業計画期間(平成27年度~平成29年度)の所得段階別介護保険料

所得段階	対象者	割合	年額保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の方及び、世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.45	34,776円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額 × 0.5	38,640円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額 × 0.6	46,368円
第4段階	世帯の中に住民税課税の方がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.85	65,688円
第5段階	世帯の中に住民税課税の方がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額	77,280円 (月額6,440円)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額 × 1.25	96,600円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	基準額 × 1.4	108,192円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満の方	基準額 × 1.75	135,240円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	基準額 × 1.85	142,968円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	基準額 × 2.05	158,424円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	基準額 × 2.2	170,016円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,300万円未満の方	基準額 × 2.4	185,472円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,300万円以上の方	基準額 × 2.5	193,200円

※ 国が示す低所得者に対する軽減強化の割合に沿って第1段階の保険料割合を0.45から0.4へ引き下げ、第1段階の年額保険料を34,776円から30,912円に軽減しました(3,864円の減額)。

5 低所得者の保険料負担軽減策

① 低所得者層の保険料割合の見直し

第6期と同様に、第1段階から第4段階までの方の保険料割合を国の基準よりも軽減し、低所得者の方の負担を軽減します。引き続き第1段階の方の保険料割合については、国の基準の0.5を0.45とし、第2段階の方の保険料割合については、0.75を0.5とし、第3段階の方の保険料割合については、0.75を0.6とし、第4段階の方の保険料割合については、0.9を0.85と設定します。

② 生活困窮者に対する介護保険料の軽減

松阪市介護保険料減免取扱要綱を定め、松阪市独自の制度として、被保険者からの申請に基づき、第2・3段階の階層については、所得や預貯金等の状況に応じて、第1段階の低い保険料の階層に軽減を行います。

③ 低所得者に対する介護保険料の軽減強化

平成27年度から、消費税増税分を財源とした公費の投入による低所得者（世帯全員が住民税非課税の世帯）の保険料軽減強化を行っています。第6期と同様に第1段階の保険料割合を、0.45から0.4に軽減します。